

南幌町子育て世代住宅建築助成事業 よくあるご質問(Q&A)

※平成 28 年 5 月 13 日現在

(このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承下さい)

| No. | 質問 | 回答 |
|-----------|---|--|
| 助成対象者について | | |
| 1 | 助成対象者の年齢 40 歳未満などの要件は、いつの時点が基準になりますか？ | 助成金の交付申請日が基準日となります。 |
| 2 | 現在妊娠中で、夫が 45 歳、妻が 35 歳の夫婦です。助成対象になりますか？ | 交付申請時にお子さんが産まれていれば、助成対象となります。(認定申請書に母子手帳の写しを添付していただきます) |
| 3 | これから結婚する予定ですが助成対象になりますか？ | 交付申請時に婚姻の事実が確認できれば助成対象となります。(認定申請書に婚姻予定であることを記入していただきます) |
| 4 | 年齢などの要件は満たしていますが、ひとり親でも助成対象になりますか？ | 申請者が助成対象者の要件を満たしていれば、助成対象となります。 |
| 5 | 子どもは上が高校生、下が中学生です。助成対象になりますか？ | ひとりでも中学生以下の子がいる世帯であれば、助成対象となります。 |
| 6 | 親が所有する土地に子どもが住宅を建築する場合は、助成対象になりますか？ | 住宅に対する助成ですので、住宅の所有者が助成要件を満たしていれば、助成対象となります。ただし、土地所有者の同意書(様式第 11 号)の提出が必要となります。 |
| 7 | 転入者と既町民の区分は、いつの時点が基準になりますか？ | 助成金の認定申請日が基準日となり、その時点での居住地で判断します。 |
| 8 | 現在、私の家族が南幌町に住んでおり、自分は単身で町外に居住しています。今回新たに新築住宅を建築し、家族とともに居住しようと考えていますが、どの区分の対象となりますか？ | 申請者の方が転入者で 1 年以上町外に居住し、住宅を建築する場合は、転入者の区分となります。ただし、既に南幌町に住んでいる家族の方が申請者となる場合は、既町民の区分となります。 |
| 9 | 民間不動産会社等が保有している土地に住宅を建築する場合はどの区分の対象となりますか？ | 北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地以外は、上記以外の区分となります。 |
| 10 | 町外に居住している 40 歳未満の息子夫婦が帰ってくるため住宅を新築しようと思いますが、助成対象になりますか？ | 息子さんが申請する場合には助成対象となりますが、親御さんが申請する場合には対象となりません。 |
| 住宅について | | |
| 1 | 法人名義で住宅を建築する場合、助成対象になりますか？ | 住宅を建築した方が自ら居住する住宅に対する助成なので、対象となりません。 |
| 2 | 共有名義の住宅の場合でも、助成対象になりますか？ | 共有名義の場合は、対象要件を満たす共有名義人の方が申請する場合には助成対象となります。なお、同一住宅で重複して助成を受けることはできません。 |
| 3 | 二世帯住宅の場合も助成対象になりますか？ | 住宅の所有者が対象要件を満たしていれば助成対象となります。 |

| | | |
|-----------|---|---|
| 4 | 現在住んでいる家を取り壊し、その敷地に新たに住宅を建築する場合は、助成対象となりますか？ | 新築とは、建築物の建っていない敷地に住宅を新たに建てることであり、増築や改築・移転、単なる建替えについては助成対象となりません。 |
| 申請手続きについて | | |
| 1 | 申請手続きは、郵送で行うことができますか？ | 郵送でも手続きを行うことができます。なお、申請書はホームページからダウンロードが可能です。 |
| 2 | 認定申請の時期は建築工事着工前となっていますが、具体的な時期はいつですか？ | 建築工事は建築確認申請書の提出後、建築確認済証が交付されてからの着工となりますので、この着工前までに認定申請を行ってください。 |
| 3 | 助成要件の「町税等を滞納していないこと」とは、どの税のことを指しますか？ | 町税等とは、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料のことを指します。 |
| 4 | 認定申請書の添付書類にある「町税等の未納のない証明書」とは、申請者のものだけで良いですか？ | 世帯全員から提出していただきます。 |
| 5 | 住宅建築用地を認定申請前に取得する必要はありますか？ | 認定申請時には、予定地で構いません。(土地の取得前でも申請が可能です)ただし、予定地が変更となった場合は、変更手続き(様式第4号)が必要となります。 |
| 6 | 添付書類の住民票について、有効期限はありますか？ | 発行後3ヶ月以内のものに限ります |
| その他 | | |
| 1 | 申込みは先着順ですか？ | 認定申請書受付順となります。ただし、各年度の事業予算額に達した時点で受付は終了となります。 |
| 2 | 助成金の交付を受けた場合、税金はかかりますか？ | 「南幌町子育て世代住宅建築助成金」は、原則として所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に該当しますので、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することにより、一時所得の総収入金額に含めないことができます。 なお、住宅ローンを組み、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅の新築の取得価格の額から補助金を差し引いて控除額を計算することになります。 詳しくは、税務署又は南幌町税務課にご確認ください。 |
| 3 | 助成を受けた住宅に居住しなくなった場合、助成金を返還しなければなりませんか？ | 助成金の交付決定を受けた日から5年未満で住宅を取り壊し、貸与または売却した場合は、交付した助成金の全部または一部を返還していただきます。ただし、助成決定者本人の死亡など、町長がやむを得ないと認めた場合は免除される場合があります。 |